

「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」に対する意見募集の結果について

令和6年5月8日  
中小企業庁  
事業環境部金融課

「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」について、令和6年3月29日（金）から令和6年4月30日（火）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する中小企業庁の考え方を別紙の通りまとめましたので公表いたします。

今後とも、中小企業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する中小企業庁の考え方
1	<p>過去に事業に失敗した者が、新たな事業を開始するにあたり、金融機関に融資を相談する場合、過去の経歴や事故歴等を明らかにすることは稀で、むしろ融資条件や融資手続きを有利に進めるために、事業の失敗を前提とした再挑戦支援保証に係る融資ではなく、通常の融資にて相談することが一般的です。</p> <p>また、金融機関においては、逐次データベースを整備しているものの、事故発生時点で取引がない者まで、管理対象としていないことから、相談者から自発的に申し出がなければ、過去の失敗の事実を確認することはできません。</p> <p>このため、過去に事業に失敗した者への支援実績を正確に把握・集計することは事実上困難で、また、再挑戦支援保証の融資相談は上記のとおり極めて限定的であることから、事業再生への取組みをはかるものさしとして、「再挑戦支援保証の利用実績」は、必ずしも実態を反映しているものでないと考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。ご指摘の通り、再挑戦支援保証は、信用保証協会による再チャレンジをサポートする際の資金調達手段の選択肢の一つであり、事業者の実状に応じた保証制度等にてサポートしていくことが重要であると考えます。一方で、事業者とよく会話をし、過去の失敗を活かした事業計画等を踏まえて、資金調達をサポートすることを目的としている再挑戦支援保証の活用を促していくことで、過去に破産等の経験をしている経営者への再チャレンジの後押しに繋げていきたいと考えております。こうした取組等を通じて、新たに再チャレンジ可能な環境整備に努めてまいります。</p>